

1 高齢者いきいき活動ポイント事業(令和6年分のポイント手帳の交付について)

問 長寿保険課(役場2階) ☎823-9609 FAX.823-9627

健康寿命の延伸、介護予防および社会参加を推進することを目的として、65歳以上の高齢者が参加する介護予防活動、地域活動、ボランティア活動などに対し、活動団体がポイントを付与し、貯めたポイントに応じて奨励金を支給する「高齢者いきいき活動ポイント事業」について、令和6年分のポイント手帳の交付方法をお知らせします。

既に令和5年分のポイント手帳(オレンジ色)を持っている人

申請の必要はありません。

令和6年分のポイント手帳を自宅に郵送します。(12月下旬)

まだポイント手帳を持っていない人または12月末までに新たに65歳に到達される人で交付を希望する人

交付申請の受け付けを10月から開始します。

交付を希望する人は長寿保険課へ申請してください。

また、海田町ホームページから電子申請により申請することもできます。

なお、活動団体が申請者を取りまとめて申請することもできますので、海田町ホームページに掲載している団体用の交付申請書により申請してください。



くわしくは海田町ホームページを確認してください。

ポイント手帳の交付申請は随時受け付けています。

高齢者いきいき活動ポイント事業の概要

- 対象者 海田町在住の65歳以上の人(基準日は令和6年1月1日(月・祝))
- ポイント付与期間 令和6年1月1日(月・祝)～令和6年12月31日(火)(1年間)
- ポイント付与方法 活動団体が専用のスタンプをポイント手帳に押印します。
- ポイント手帳の交付方法 対象者からの申請により交付します。1度申請すると、次年度以降は申請の必要はありません。

●対象となる活動

- ・健康づくり・介護予防
- ・社会参加に取り組む活動
- ・健康診査などの受診
- ・地域の支え手となる活動(ボランティア活動)

●獲得ポイントの上限

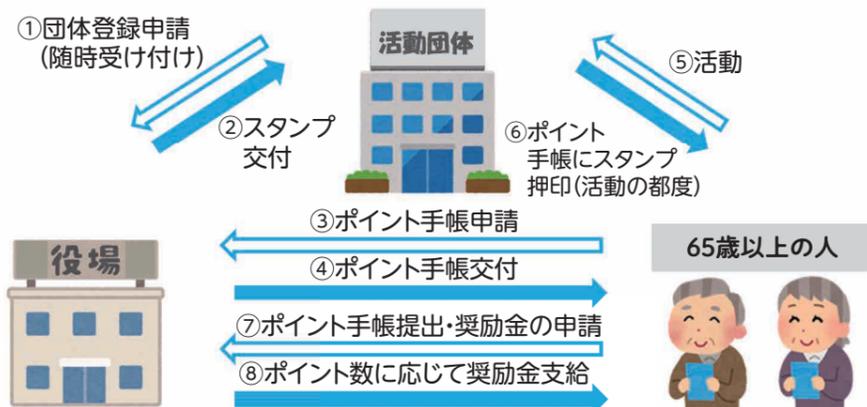
1人：100ポイント(10,000円) ※1ポイント=100円。 ※奨励金は100円ごとに支給します。

～令和5年分の奨励金支給申請について～

高齢者いきいき活動ポイント事業に参加している人で、ポイントを貯め終えた場合は、奨励金の支給申請を随時受け付けていますので、必要事項を記入し、ポイント手帳配布時に同封している返信用封筒を使用して長寿保険課に提出してください。

提出期限は令和6年2月29日(木)です。

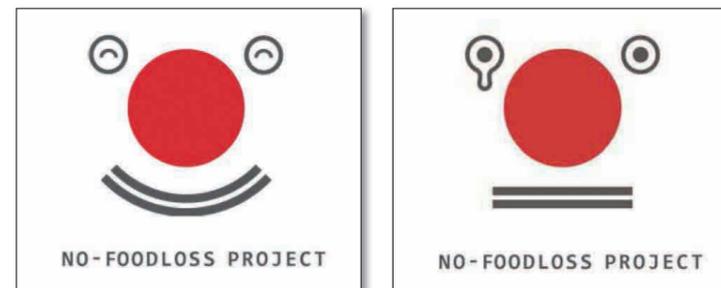
高齢者
いきいき活動
ポイント事業の
イメージ図



2 10月は食品ロス削減推進月間です!!

問 環境センター ☎823-4601 (FAX兼用)

～食品ロスの約半分は一般家庭から
食べ物をムダにしないで!!～



※ろすのんマークは消費者省ホームページより引用。

日本では食品ロスは年間523万トン発生しています。そのうち半分近くは一般家庭からのものです。

計算すると一人当たり毎日「おにぎり1個分(約114g)の食べ物」が捨てられていることとなります。食品ロスを削減するために「もったいない」を意識してみませんか?



※イラストは政府広報ホームページより引用。

3 旧海田公民館の不用物品を売却します!

問 財政課(役場3階) ☎823-9201 FAX.823-9203

対象物品について

備品(机、いすなど)・食器・花器など (400点以上)

売却物品はすべて現状有姿での引き渡しとなります。キズや汚れ、一部破損がある物もあります。

購入方法について

当日会場にて売却物品を確認し、各物品の売却価格を確認の上、会場内の精算所で代金を支払ってください。

※代金の後納や現金以外(クレジットカードやキャッシュレス決済など)でのお支払い、電話などによる受け付けはできません。

※お釣りが出ないよう小銭を準備してください。

引き渡し条件について

- ① すべて現地で現物を確認した上で引き渡しを行います。
- ② 運搬費用、その他引き渡しに係る費用などは、すべて購入者の負担となります。
- ③ 購入後の物品の返品や交換はできません。

くわしくは海田町ホームページまたは財政課にて配布している「旧海田公民館不用物品即売会実施要領」を確認してください。

- 日時 10月7日(土) 10時～15時(最終入場は14時45分まで)
受け付け開始時間：町内在住者 10時から 町外在住者 12時から
※10時～12時は町内在住者を対象としますので、町外在住者は購入できません。
- 場所 旧海田公民館(中店9番31号)

